

『住民と自治』(通巻686号)6月号付録 2020年6月1日発行 自治体研究社

とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所 所報 第209号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ポラーノ・どんぶり103号 TEL/FAX 0282(83)5060

メール: support@tochigi-jichiken.jp ホームページ: http://tochigi-jichiken.jp

郵便振替 00170-7-251641 とちぎ地域・自治研究所

- 〇 コロナ禍の県民生活と県政 野村 せつ子 2
- 〇 「種苗法改正」のねらい～巨大な利益を大企業のものに 山口 正篤 5
- 〇 【資料】国民健康保険税滞納世帯数等 7



第19回定期総会は書面議決にします

6月28日に開催することとしていました することとしました。

とちぎ地域・自治研究所第19回定期総会は、次号の所報で議案を配布し、書面による緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き議決をお願いすることにしますので、よろ警戒が必要なことから、書面による議決と しくお願いいたします。

「第62回自治体学校 in 広島」

一堂に会した形での開催は中止、代替措置の実施を検討

「第62回自治体学校 in 広島」は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないこと等から一堂に会した形での開催は中止となりました。

代替措置として、「予定していた全体会の記念講演や分科会・講座等をDVDやzoomを使って8月に実施する方向で調整に入っている」とのことです。

〇 全体会

宮本憲一氏の記念講演、岡田知弘理事長の2040・地制調答申関連の特別報

告は録画・DVD等で参加者に配布。

〇 分科会・講座

8月1日(土)、2日(日)、8日(土)、9日(日)の4日間に分散してzoomで実施(助言者等の都合により、8月3日～7日の実施も)。

1つの分科会・講座を原則2時間程度とし、10時～12時、14時～16時の2つの時間帯で行う。

※zoom:複数人での同時参加が可能なビデオ・Web会議アプリケーション

コロナ禍の県民生活と県政

野村せつ子（栃木県議会議員）

○ 経験したことの無い不安と危機

昨年10月の消費税10%への増税、東日本台風の被災に続くコロナ禍により、県民生活は経験したことの無い危機にさらされています。改定新型インフルエンザ対策特措法にもとづく緊急事態宣言が4月16日から5月15日までの約1か月間、栃木県にも発出され、不要不急の外出、県境を越えた移動の自粛が呼びかけられ、一部の業種に休業要請が出されました。感染確認者は5月25日時点で65人(宇都宮市22人、県南22人、県北8人、安足5人、県西3人、県東1人、県外4人)。PCR検査の累積検査件数は3,674件(1/14から5/27、民間委託634件含む)、帰国者・接触者相談センター(コールセンター含む)等への電話相談は累計41,632件(1/14から5/21)で、そのうち医療相談は23,927件でした。

5月25日に緊急事態宣言が全面解除されたのをうけ、県は26日改正の基本的対応方針で、段階的に社会経済活動のレベルを引き上げ、「新しい生活様式」の定着と業種ごとの感染拡大防止ガイドラインの実践、

○ 県のコロナ対策予算

栃木県の新型コロナウイルス感染症対策は、県対策本部を1月31日に発足させたものの2020年度当初予算への反映は間に合わず、本格的な対策は3月28日に19年度、20年度補正予算(計約81億円)の成立を待つことになりました。中身も国の緊急対応策中心で、安倍政権の対応の遅れと混迷を反

感染拡大に備えて医療提供体制の維持・検査機能の強化に取り組むとともに、再度感染の拡大が認められた場合には速やかに強い感染防止対策等を講じるとしています。県立学校では15日以降、段階的に分散登校を行い、6月1日から通常の学校教育活動が再開されます。

この間の安倍政権の対応はあまりに遅く、しかも対策予算が小出しだったため「#自粛要請と補償はセットで」や、速やかなPCR検査、医療機関・従事者への支援を求める声が世論になって広がりました。私のもとにも、アンケートの回答として「マスクや消毒薬が手に入らない」「介護施設で働いている娘の感染が不安」「スーパーで働いているが買い物客が増えてきて不安」「電車通勤しているので不安」「孫が大学に進学したがオンラインでの授業のためパソコンを購入し家計が苦しい」「職場を休んでくれと言われたが休業補償がない」「特効薬を早く開発してほしい」等、切実な声が寄せられました。

映した国の対応待ちの姿勢を感じさせました。その後の4月の第2次補正予算(約248億円)、審議中の6月の第3次補正予算案(約70億円)を合わせると、コロナ対策事業費は約400億円規模になります。医療機関への人工肺や防護具、福祉施設へのマスク・消毒薬の提供、24時間コールセンター

の開設、中小企業への緊急融資と利子補給に加え、県単で地域外来検査センター10か所分の整備費、休業要請協力金(最大30万円)の支給、中小企業の雇用継続支援補助金、コロナ感染症患者受け入れ医療機関協力金と従事者応援金(案)が盛り込まれました。保健所を通さずかかりつけ医の診断で検査できる地域外来検査センターは、5月中に宇都宮市、小山市、真岡市で開設されました。県休業要請協力金は5月21日時

点で5,490件の申請がありました。

予算化された対策は十分とはいえないものですが、県民・各界、市町、各党派等の要望を受けて拡充されました。日本共産党県議団としても1月と3月に要望書を提出し、4月17日には県内の5野党が共同で知事に要望書を提出しました。安倍政権が5月27日に閣議決定した国の第2次補正予算案は約32兆円規模になりますが、この間の世論の力や地方自治の力を反映した結果だと感じます。

○ 求められる強化方向

今後も強化を求めたいことの第1は、PCR検査と保健所体制の強化の問題です。県内で2例目の感染者が出た時から疑問を感じ、3月18日の予算特別委員会でとりあげました。感染者が宇都宮市保健所への相談から検査の実施まで4日かかったことから、「相談の目安」の柔軟な運用で検査を促進すること、保健所の相談体制の強化を求めました。コールセンターの設置で電話対応の負担は軽減できましたが、保健所体制の強化はまったく不十分で、過去の統廃合の検証が必要です。

行政検査の能力は5月26日時点で県4台、宇都宮市4台のPCR検査器を保有、1日164件まで検査可能ですが、最多の日でも104件、検査能力の6割止まりでした。検査機器を増やすだけでなく、濃厚接触者のとらえ方など検査の考え方の転換が必要だと感じます。宇都宮市のクラスターでも無症状の陽性者が確認され、症状がある人だけを対象にした検査では捕捉できない不安がつきまといまいます。抗原検査や抗体検査も組み合わせ、検査対象を広げてもら

いたいと思います。

第2に、医療機関への補償と支援です。6月補正予算案で県単のコロナ感染症患者受け入れ医療機関への協力金、医療従事者応援金が提案されたことは歓迎しますが、医療機関の損失の補填には程遠く、医療資源を維持するための支援は第2波への備えを万全にするためにも不可欠です。地域外来検査センターは郡市医師会の開業医が交代で検体採取にあたるため、開業医の協力なしにはできません。患者減少で経営難に陥っている医院、医療機関への支援が必要です。医療費抑制のための地域医療構想も見直すべきです。

第3に経済・雇用支援策です。県単の休業要請協力金(1事業所最大30万円)は、5月21日時点で5,490件の申請がありました。宣言が解除されたあと元の状態に戻るのか見通しが立たず、固定費への支援を求める声は切実です。国の第2次補正予算に家賃の給付が盛り込まれる方針ですが、あれこれ条件を付けず直ちに支援を行うべきです。県の支援策は「融資」が中心で、小

規模事業者は「返済の見通しが無い」ため借りられないとの声が切実です。宇都宮市などの国の持続化給付金の対象外に枠を広げ給付する制度は歓迎されており、このような市町の支援策を県が補助する仕組みが求められます。

第4に学校教育です。補正予算での県の対策は、国のGIGAスクール構想によるタブレット端末の整備費が教育関係最大の予算でした。その他の対策は乏しく、長い休業を経たあとの子どもたちの心身の変化や学習の遅れに丁寧に対応する指導が求められます。今後もウイルスと共存していくこ

○ 県議会の対応

最後に県議会のとりくみです。会期中の3月5日に県議会災害対応計画を一部改正し、感染症など自然災害以外にも対応させ、コロナ対策の国への意見書を3月と4月の2回採択しました。県議の報酬については、4月臨時議会で5月分から11か月間5%削減する特例の条例改正を議決しまし

○ 終わりに

今年度は、2021年から5年間の「次期プラン」を策定します。「コロナとの共存」という新たな視点に立って、いのちと健康を守り抜く保健・医療提供体制の強化、インバウンドや輸出など外需頼みから内需中心の地域経済、農政の転換、気候変動や災

とを考えると、3密を避けるためにも小・中学校の学級定数をさらに少人数にし、高校でも少人数学級に踏み切るべきです。そのために国にも働きかけ、大幅な教員定数増を求める必要があると考えます。補習学習支援という範囲に留めず、長期的な視点で子どもたちの成長を支える対策を講じるべきです。

第5に特養ホーム、デイサービスなど高齢者が利用する施設への支援です。マスク、消毒薬等の確保に止まらず、人手不足と職員の待遇改善を支援し、離職させない、つぶさせない踏み込んだ対策を求めたいと思います。

た。現在、議会経費全体の縮減を検討中ですが、日本共産党が要望した政務活動費2割削減が議長案に採用されました。公務諸費の廃止は取り入れられませんでした。海外行政調査、国内調査については今年度に限り中止の見込みです。

害からくらしと環境を守る課題など、コロナ後の社会のあり方を探求したプランにすることが求められます。県民のいのちと暮らしを守るために、政治の大本を変えることと一体でとりくんでいかなければならないと考えています。

5月29日

「種苗法改正」のねらい

～巨大な利益を大企業のものに

山口正篤（元県農業試験場職員）

安倍政権はコロナ対策で大変な状況が続くなか、3月に「種苗法改正」法案をこっそり提出しました。重大な問題なのに十分な議論をさせないようです。「種苗法改正」の主な柱は「登録品種について育成権者の権利・利益を保護し、自家採種を禁止する」ことです。今までは自家採種は原則自由でした。

2018年4月に突如廃止された「主要農作物種子法」（種子法）のもとで、イネ・麦・大豆始めとする主な作物品種とその種子は、公的機関（国や県）が開発・生産し農家に安く提供してきました。農家は種子を購入しながら自家採種を組み合わせる作物を生産してきました。まさに、作物の品種・種子は公共のもの、農家やそれを利用する消費者のものであったのです。

ところが「種苗法改正」によって8,100もある登録品種を栽培する場合、今までより高い種苗を購入し、自家採種する場合には許諾金を支払わなくてはなりません。イネ・麦・大豆ばかりでなく、イチゴやさつまいもやジャガイモなどの芋の苗を増やすのも許諾金が必要になり、大きなコスト増になります。農水省は今回の「種苗法改正」の理由を、

国内の登録品種の海外への流出を防ぐためとしています。ぶどうのシャインマスカットが海外に持ち出され栽培されていることをその例としています。しかし、国内法で海外への持ち出しを抑えることは無理だと言われています。持ち出すやからはいるもので、流出先の特許をとることが必要ようです。

優秀な在来品種が栽培できなくなる危惧もあると指摘する方もいます。在来品種は登録品種ではないので、栽培・採種は自由ですが、もしどこかの企業がよく似た品種を開発・登録すると、その開発品種を勝手に作っているとの裁判になった場合、裁判の結果によっては従来の在来品種が作れない事態もありうると心配しています。

種子法廃止によって公共機関が品種開発・種子生産をやめ、民間企業に育成技術も明け渡すように安倍政権はすすめています。その裏にはバイエル・モンサントなどの巨大多国籍企業があります。種子法廃止と今回の「種苗法改正」はセットだったのです。育成権者といいながら、作物の品種・種子が生み出す巨大な利益を、大企業のものにするねらいがみえてきます。



種苗法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 近年、我が国の優良品種が海外に流出し、他国で増産され第三国に輸出される等、我が国からの輸出をはじめ、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる事態が生じている。
- さらに、育成者権侵害の立証には、品種登録時の種苗との比較栽培が必要とされる判決が出るなど、育成者権の活用しづらさが顕在化している。
- このため、登録品種を育成者権者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができるようにするとともに、育成者権を活用しやすい権利とするため、品種登録制度の見直しを図る。

法律案の概要

1 育成者権者の意思に応じて海外流出防止等ができるようにするための措置

(1) 育成者権が及ばない範囲の特例の創設

- ①登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例を設ける。
(第21条の2～第21条の4)
※これにより、海外へ持ち出されることを知りながら種苗等を譲渡した者も刑事罰や損害賠償等の対象となり得る(育成者権の侵害罪は10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金)
- ②輸出・栽培地域に係る制限の内容は農水省HPで公表し、登録品種である旨及び制限がある旨の表示も義務付ける(10万円以下の過料)。
(第21条の2第3項・第5項・第6項、第57条の2、第75条)

(2) 自家増殖の見直し

育成者権の効力が及ぶ範囲の例外規定である、農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる自家増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うこととする。
(旧法第21条第2項・第3項)

(3) 質の高い品種登録審査を実施するための措置

審査内容の充実のため、出願者から審査の実費相当額を徴収するとともに、出願料及び登録料の水準を引き下げる。
(第6条、第15条の3、第45条)

2 育成者権を活用しやすくするための措置

- ①品種登録簿に記載された特性(特性表)と被疑侵害品種の特性を比較することで両者の特性が同一であることを推定する制度を設け、侵害立証を行いやすくする。
(第35条の2)
- ②育成者が特性表の補正を請求できる制度、裁判での証拠等に活用できるよう育成者権が及ぶ品種か否かを農林水産大臣が判定する制度を設ける。
(第17条の2、第35条の3)

3 その他

- ①特許法等に倣い、i 職務育成品種規定の充実(第8条)、ii 外国人の権利享有規定の明確化(第10条第4号)、iii 在外者の代理人の必置化(第10条の2)、iv 通常利用権の対抗制度(第32条の2)、v 裁判官が証拠書類提出命令を出す際の証拠書類閲覧手続の拡充(第37条)の措置を講ずる。
- ②指定種苗制度について、指定種苗の販売時の表示のあり方を明確化する措置を講ずる。
(第59条第1項第2号)

施行期日：令和3年4月1日

〔ただし、1(2)については、令和4年4月1日、1(1)並びに3①iii、v及び3②については、令和2年12月1日、3①iiについては、公布日〕

【資料】国民健康保険税滞納世帯数等

※ 栃木県市町村国民健康保険の財政状況

保険者名	世帯数 A	滞納世帯数				短期被保険者証 交付世帯数			資格証明書 交付世帯数		
		B	割合		C	割合		D	割合		
			B/A	前年		C/A	前年		D/A	前年	
	世帯	世帯	%	%	世帯	%	%	世帯	%	%	
宇都宮市	70,567	12,595	17.8	17.9	2,872	4.1	4.0	1,385	2.0	1.9	
足利市	22,860	2,907	12.7	9.2	1,087	4.8	3.9	831	3.6	2.7	
栃木市	23,630	2,987	12.6	14.2	951	4.0	4.6	449	1.9	2.4	
佐野市	17,480	1,458	8.3	9.6	533	3.0	3.1	302	1.7	1.7	
鹿沼市	13,845	1,744	12.6	13.2	947	6.8	5.6	157	1.1	1.9	
日光市	12,819	1,610	12.6	13.1	778	6.1	6.9	284	2.2	2.2	
小山市	22,987	4,310	18.7	20.6	817	3.6	5.8	234	1.0	2.4	
真岡市	11,662	1,459	12.5	12.4	315	2.7	3.2	462	4.0	4.0	
大田原市	10,816	640	5.9	8.7	101	0.9	1.4	210	1.9	2.2	
矢板市	4,947	441	8.9	9.3	205	4.1	4.0	117	2.4	3.3	
那須塩原市	17,793	2,273	12.8	14.5	1,137	6.4	5.7	267	1.5	2.7	
上三川町	3,673	324	8.8	11.6	129	3.5	4.1	53	1.4	1.9	
益子町	3,850	485	12.6	13.5	214	5.6	5.4	28	0.7	0.9	
茂木町	2,199	94	4.3	5.5	47	2.1	2.3	11	0.5	0.8	
市貝町	1,668	301	18.0	11.1	120	7.2	6.9	9	0.5	0.6	
芳賀町	2,400	115	4.8	5.9	36	1.5	1.9	12	0.5	0.4	
壬生町	5,746	652	11.3	10.6	208	3.6	3.9	90	1.6	1.0	
下野市	7,265	626	8.6	10.3	144	2.0	2.3	103	1.4	1.7	
野木町	3,870	179	4.6	5.0	29	0.7	0.8	91	2.4	2.3	
塩谷町	1,773	267	15.1	14.2	50	2.8	4.1	21	1.2	1.7	
さくら市	5,578	578	10.4	13.4	128	2.3	4.6	67	1.2	0.7	
高根沢町	3,535	334	9.4	15.2	249	7.0	6.6	23	0.7	1.3	
那須烏山市	4,398	494	11.2	12.4	85	1.9	2.3	36	0.8	0.6	
那珂川町	2,761	386	14.0	13.5	54	2.0	2.1	18	0.7	0.7	
那須町	5,068	851	16.8	18.1	220	4.3	5.2	133	2.6	1.6	
市町村計	283,190	38,110	13.5	14.0	11,456	4.0	4.3	5,393	1.9	2.1	

※令和元(2019)年6月1日現在、前年:平成30年6月1日現在

■直接販売が難しい状況です。書籍の注文は、事務局にFAX・メールをお願いします。

コロナウイルス禍のなか、病院・医療保険を考えよう

地域の病院は
命の砦——地域医療をつくる
政策と行動

横山壽一・長友薫輝編著 国は
全国424の公立公的病院を名
指して、統合再編を含む病床削
減計画の提出を自治体に求めて
いる。そこには「地域医療構想」
の早期実現という政府の思惑が
ある。地域医療構想とは何か、
病院再編とどう連動しているか、
地域医療を守り発展させる政策
や課題について追究する。

定価（本体1300円＋税）

医療保険「一部負担」
の根拠を追う

●厚生労働白書では何が語られたのか

芝田英昭著 医療保険の一部負担は、
経済情勢、財政的制約から導き出さ
れたもので、人権思想が反映された
結果ではない。基本的人権としての
社会保障の観点から厚生労働白書を
読み、医療無償化の意義を論じる。

定価（本体1800円＋税）

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

<http://www.jichiken.jp/>
E-mail info@jichiken.jp

自治体民営化の
ゆくえ

公共サービスの変質と再生

尾林芳匡 著

自治体民営化はどこに向かっていくのか。政府は公共サービスの民営化を進める法律を次々とつくり、住民をないがしろにした企業偏重の政策を展開している。PFIや指定管理者制度、地方独立行政法人等の仕組みと問題点を明らかにして、役所の窓口業務、図書館を初め公共施設の実態、そして医療、水道、保育の現状を検証する。公共サービスの変質を指摘し、主権者である市民による再生への取組みを紹介。定価（本体1300円＋税）

【目次より】

- I 自治体民営化を進める法制度
- II PFIの現状と課題
- III 公の施設の指定管理者
- IV 地方独立行政法人
- V 民営化の問題点と守られるべき公共サービスの質

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

<http://www.jichiken.jp/>
E-mail info@jichiken.jp

市民と議員のための
自治体財政

これでわかる
基本と勘どころ

森 裕之 著

まちの財政はどうなっているのか。「財政」を「家計」に置き換えて、例えば「収入と支出」や「貯金と借金」など、身近なお金の動きと比較対照して自治体財政の仕組みを分かりやすく解説する。財政の根幹を理解することで、わたしたちが暮らす自治体の公共サービスやお金の流れが見えてくる画期的な入門書。

定価（本体1500円＋税）

【目次より】

- 第1章 歳入の基本■家計で理解する
- 第2章 歳入の実際■現実の制度はどのようなものか
- 第3章 歳出■わかりにくい点を中心に
- 第4章 財政収支■自治体財政の黒字と赤字
- 第5章 財政指標■自治体財政の危機の把握のために
- 第6章 これからの自治体財政のあり方

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

<http://www.jichiken.jp/>
E-mail info@jichiken.jp